

厚生労働省保険局の通達により、平成30年4月1日購入分から靴型装具の申請について当該装具の写真（患者が実際に装着する現物であることが確認できるもの）の添付が必要になりました。

「靴型装具」とは、足部を覆う装具で、内反・外反偏平足などの変形の矯正や、高度の病的変形に対し、疼痛や圧力集中の軽減を図るなど、治療を目的した靴および靴に類似したものをいいます。

症状固定後の日常生活の利便性のために作成したものは治療用装具とはいえず、支給対象外となります。

【写真についての注意点】

- (1) 治療用装具の全体像が確認できるように撮影してください
- (2) 付属部品等も含めて購入したすべての治療用装具が撮影されていること
- (3) 中敷き等（靴に挿入するタイプの装具）がある場合には、靴から取り出した状態で撮影されていること
- (4) ロゴ、タグ（サイズ表記）、品番、メーカー表記がある場合は、それらが撮影されていること

領収証と実際に作成された装具が同一かを確認することを目的とするものです。

適正な保険給付のためご理解とご協力をお願いいたします。